

堺市公報 第252号	令和5年2月3日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市茶室条例施行規則の一部を改正する規則 【文化観光局博物館学芸課】	2
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	10
○介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	18
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	23
○介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	26
○道路法に基づく市道路線の認定及び廃止について 【建設局土木部路政課】	27
<公告>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】	30
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	31
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	32
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	32

○道路法第39条の2第7項の規定に基づく公告
【建設局土木部路政課】…………… 33

○都市公園の開設に係る公告及び縦覧について
【建設局公園緑地部公園監理課】…………… 44

＜農業委員会告示＞

○農業委員会総会の招集について
【農業委員会事務局】…………… 48

規 則

堺市茶室条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第3号

堺市茶室条例施行規則の一部を改正する規則

堺市茶室条例施行規則（平成20年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項中「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用の制限）

第4条 市長は、条例第2条第3項及び第4条第1項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、茶室等の使用を許可せず、又は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 専ら茶会以外の目的のために使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、茶室等の管理上支障があり、市長が不適當であると認めるとき。

第10条第2号中「火気（喫煙を含む。）を使用しない」を「火気の使用（喫煙を含む。）をしない」に改め、同条第4号中「はり紙」を「貼り紙」に改める。

第11条第1号中「火気（喫煙を含む。）を使用しない」を「火気の使用（喫煙を含む。）をしない」に改める。

別表中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

様式第1号中「第4条関係」を「第3条関係」に、「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「堺市茶室条例等」を「、堺市茶室条例等」に、「許可を」を「又は許可を」に改める。

様式第2号の裏面中「火気（喫煙を含む。）を使用しない」を「火気の使用（喫煙を含む。）をしない」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市茶室条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市茶室条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

告 示

堺市告示第34号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三菱マテリアル株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
執行役社長 小野 直樹

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱マテリアル株式会社 堺工場
堺市西区築港新町3丁1番9号

- (3) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類及び使用開始年月日

別表1のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表1のとおり

ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動

別表1のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値

別表1のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値

別表1のとおり

- (4) 排出水の汚染状態及び量

別表2のとおり

2 縦覧の場所及び期間

- (1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

- (2) 期間

令和5年2月3日から同月24日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

- (3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

変更前後の区分		変更前				変更後				
種類		油水分離槽				油水分離槽				
使用開始年月日		平成22年5月1日				平成22年5月1日				
構造		4槽式				4槽式				
能力		—				—				
汚水等の処理の方法		自然分離浮上				自然分離浮上				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				24時間				
使用時間の季節的変動		なし				なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大		通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	—	6.0~8.0	6.0~8.0	5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.0	6.0~8.0	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD	mg/l	7.0	7.0	10.1	10.1	7.0	7.0	10.1	10.1
	COD	mg/l	7.0	7.0	16.0	16.0	7.0	7.0	16.0	16.0
	SS	mg/l	5.8	5.8	7.0	7.0	5.8	5.8	7.0	7.0
	T-N	mg/l	2.3	2.3	7.2	7.2	2.3	2.3	7.2	7.2
	T-P	mg/l	0.2	0.2	0.7	0.7	0.2	0.2	0.7	0.7
	油分	mg/l	1.0	<1.0	3.2	3.0	1.0	<1.0	3.2	3.0
	Cu	mg/l	1.0	1.0	1.3	1.3	1.0	1.0	1.3	1.3
大腸菌群数	個/cm ³	0	0	0	0	0	0	0	0	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量		m ³ /日	695		965		1,127		1,397	

別表2

変更前後の区分		変更前		変更後		
排水口名		No.1排水口		No.1排水口		
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	
	pH	-	6.0~8.0	5.8~8.6	6.0~8.0	5.8~8.6
	BOD	mg/l	7.0	10.1	7.0	10.1
	COD	mg/l	7.0	16.0	7.0	16.0
	SS	mg/l	5.8	7.0	5.8	7.0
	T-N	mg/l	2.3	7.2	2.3	7.2
	T-P	mg/l	0.2	0.7	0.2	0.7
	油分	mg/l	<1.0	3.0	<1.0	3.0
	Cu	mg/l	1.0	1.3	1.0	1.3
	大腸菌群数	個/cm ³	0	0	0	0
	NH ₄ -N	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D
	NO ₂ -N	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D
	NO ₃ -N	mg/l	0.92	1.1	0.92	1.1
排水水の量	m ³ /日	695	965	1,127	1,397	



堺市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2770102941
事業所名称	ハイジ
事業所所在地	堺市堺区昭和通二丁34番1
指定の申請者	ハイジイノベーション株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区昭和通二丁34番1号
代表者名	平賀幸男
廃止年月日	令和4年5月31日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2770102974
事業所名称	安福整骨院介護支援事務所
事業所所在地	堺市堺区向陵東町三丁5番24号
指定の申請者	有限会社安福介護支援事務所
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区向陵東町三丁5番24号 安福ビル2階
代表者名	安福伸一
廃止年月日	令和4年6月30日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776302776
-----------	------------

事業所名称	シンキケアプランセンター
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町東四丁5-46 101号
指定の申請者	株式会社DOUSAN
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺昭和町三丁438番地1
代表者名	新木厚次
廃止年月日	令和4年6月30日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776302461
事業所名称	ケアプランセンター リフレ・えびす
事業所所在地	堺市西区菱木一丁2229番2 萬崎クリニックモール内
指定の申請者	株式会社オプトアイ
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市浪速区恵美須西一丁目4番8号
代表者名	岩祖豊太郎
廃止年月日	令和4年6月30日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776302453
事業所名称	ひまわりケアプランセンター
事業所所在地	堺市西区鳳南町四丁476-2
指定の申請者	社会福祉法人ひまわり会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区高砂町四丁109番地3
代表者名	岡本裕宏
廃止年月日	令和4年6月30日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776303071
-----------	------------

事業所名称	マミードリーム
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町東三丁1番15号1階
指定の申請者	合同会社エム・ケイ・ワイ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁1番15号1階
代表者名	見學三智子
廃止年月日	令和4年9月30日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776002020
事業所名称	Aプラン
事業所所在地	堺市堺区少林寺町東二丁1番21号
指定の申請者	株式会社A p l a n n i n g
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区少林寺町東二丁1番21号
代表者名	小濱智規
廃止年月日	令和4年9月30日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776101624
事業所名称	ケアプランセンターめぐみ
事業所所在地	堺市中区深井畑山町239番地11
指定の申請者	株式会社ハート
主たる事務所の所在地	大阪府泉大津市小津島町4-12
代表者名	伊藤誠司
廃止年月日	令和4年10月31日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2770107130
-----------	------------

事業所名称	ケアプランセンタードリーム
事業所所在地	堺市堺区向陵中町六丁2番14-307号
指定の申請者	有限会社ドリーム
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区向陵中町六丁2番14
代表者名	釜中十三雄
廃止年月日	令和4年11月30日
サービスの種類	居宅介護支援

~~~~~

### 堺市告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和5年2月3日

堺市長 永藤英機

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766090282                      |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション あいしん                 |
| 事業所所在地     | 堺市堺区車之町西二丁2番32号 ロイヤルコートビルⅢ-403号 |
| 指定の申請者     | 株式会社心                           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区車之町西二丁2番32号              |
| 代表者名       | 木口貴文                            |
| 廃止年月日      | 令和3年11月30日                      |
| サービスの種類    | 訪問看護                            |

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766190322                |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション メディケアジャパン堺     |
| 事業所所在地     | 堺市中区東山1013番地 パレドール東山405号  |
| 指定の申請者     | 株式会社ハピネスTK                |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区白鷺町一丁16番23号 TKビル3階 |
| 代表者名       | 林勝行                       |
| 廃止年月日      | 令和4年5月31日                 |
| サービスの種類    | 訪問看護                      |

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201028      |
| 事業所名称      | もみの樹ショートステイセンター |
| 事業所所在地     | 堺市東区草尾562番地1    |
| 指定の申請者     | 株式会社もみの樹        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区草尾562番地1 |
| 代表者名       | 浅野剛志            |
| 廃止年月日      | 令和4年5月31日       |
| サービスの種類    | 短期入所生活介護（単独型）   |

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766590380                   |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション B f i n e         |
| 事業所所在地     | 堺市北区新金岡町五丁3番223号 ちこうビル 2-A号室 |
| 指定の申請者     | 株式会社B f i n e                |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区蔵前町二丁12番22-305号       |
| 代表者名       | 山田太平                         |
| 廃止年月日      | 令和4年6月30日                    |
| サービスの種類    | 訪問看護                         |

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776501344               |
| 事業所名称      | ビーナスプラス                  |
| 事業所所在地     | 堺市北区中長尾町四丁4番10号 ヴィラ中野 1階 |
| 指定の申請者     | 株式会社ビーナス                 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区田出井町1番1号          |
| 代表者名       | 安田信彦                     |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日                |
| サービスの種類    | 通所介護                     |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766390310        |
| 事業所名称      | うさぎ訪問看護ステーション     |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳東町二丁177-3    |
| 指定の申請者     | 医療法人泉翔会           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳東町二丁177-3 |
| 代表者名       | 加藤聡               |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日         |
| サービスの種類    | 訪問看護              |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201523            |
| 事業所名称      | ミュージズ                 |
| 事業所所在地     | 堺市東区菩提町1-7-9          |
| 指定の申請者     | 株式会社m u s e           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西成区花園北二丁目11番28号 |
| 代表者名       | 足立照幸                  |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日             |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与                |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201531           |
| 事業所名称      | リレイション               |
| 事業所所在地     | 堺市東区大美野162番地105号     |
| 指定の申請者     | 合同会社 r e l a t i o n |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区大美野162-105    |
| 代表者名       | 足立麻紀                 |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日            |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与               |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201523            |
| 事業所名称      | ミュージズ                 |
| 事業所所在地     | 堺市東区菩提町1-7-9          |
| 指定の申請者     | 株式会社 m u s e          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西成区花園北二丁目11番28号 |
| 代表者名       | 足立照幸                  |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日             |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売              |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201531           |
| 事業所名称      | リレイション               |
| 事業所所在地     | 堺市東区大美野162番地105号     |
| 指定の申請者     | 合同会社 r e l a t i o n |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区大美野162-105    |
| 代表者名       | 足立麻紀                 |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日            |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売             |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776501047         |
| 事業所名称      | アップライフ介護用品新金岡店     |
| 事業所所在地     | 堺市北区新金岡町五丁4-103    |
| 指定の申請者     | 株式会社リンクアップ         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区新金岡町五丁4-103 |
| 代表者名       | 山下里美               |
| 廃止年月日      | 令和4年8月15日          |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与             |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776501047         |
| 事業所名称      | アップライフ介護用品新金岡店     |
| 事業所所在地     | 堺市北区新金岡町五丁4-103    |
| 指定の申請者     | 株式会社リンクアップ         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区新金岡町五丁4-103 |
| 代表者名       | 山下里美               |
| 廃止年月日      | 令和4年8月15日          |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売           |

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766390385                |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーショントライケア           |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳西町一丁89-7 第2末広ハイツ104号 |
| 指定の申請者     | 永楽義克株式会社                  |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府泉大津市千原町二丁目16番15号       |
| 代表者名       | 永楽栄蔵                      |
| 廃止年月日      | 令和4年8月31日                 |
| サービスの種類    | 訪問看護                      |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302503             |
| 事業所名称      | 訪問介護 マミードリーム           |
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺石津町東三丁1番15号1階    |
| 指定の申請者     | 合同会社エム・ケイ・ワイ           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁1番15号1階 |
| 代表者名       | 見學三智子                  |
| 廃止年月日      | 令和4年8月31日              |
| サービスの種類    | 訪問介護                   |

|            |                  |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776401792       |
| 事業所名称      | ルルポ泉ヶ丘ヘルパステーション  |
| 事業所所在地     | 堺市南区三原台一丁2番3号    |
| 指定の申請者     | 株式会社シーエムエス福祉開発   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区三原台一丁2番3号 |
| 代表者名       | 萩原孝暁             |
| 廃止年月日      | 令和4年9月30日        |
| サービスの種類    | 訪問介護             |

|            |                  |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770101943       |
| 事業所名称      | ハピネス金岡デイサービスセンター |
| 事業所所在地     | 堺市北区金岡町2725番地    |
| 指定の申請者     | 社会福祉法人大阪福祉会      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区金岡町2725番  |
| 代表者名       | 盛尾季史             |
| 廃止年月日      | 令和4年9月30日        |
| サービスの種類    | 通所介護             |

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766590430               |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーションらぼ〜る           |
| 事業所所在地     | 堺市北区百舌鳥梅町三丁10-5 ラポール205号 |
| 指定の申請者     | 株式会社ラポール                 |
| 主たる事務所の所在地 | 奈良県大和郡山市馬司町630-1         |
| 代表者名       | 宮成美智代                    |
| 廃止年月日      | 令和4年10月21日               |
| サービスの種類    | 訪問看護                     |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776003317        |
| 事業所名称      | はるのヘルパーステーション     |
| 事業所所在地     | 堺市堺区大町東3-1-12     |
| 指定の申請者     | 社会福祉法人天照会         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区大町東三丁1番12号 |
| 代表者名       | 中岡数男              |
| 廃止年月日      | 令和4年10月31日        |
| サービスの種類    | 訪問介護              |

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776001956                  |
| 事業所名称      | アトミックケアサービス                 |
| 事業所所在地     | 堺市堺区大町東一丁1番2号 ATOMIC BLD 5F |
| 指定の申請者     | 株式会社アトミック                   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区大町東一丁1番2号            |
| 代表者名       | 中岡孝                         |
| 廃止年月日      | 令和4年10月31日                  |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売                    |

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103729                      |
| 事業所名称      | コアラケアステーション                     |
| 事業所所在地     | 堺市中区深井沢町3309番地1 グレイスコート善301号    |
| 指定の申請者     | 株式会社アーカイブ                       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区深井沢町3309番地1 グレイスコート善301号 |
| 代表者名       | 松葉則之                            |
| 廃止年月日      | 令和4年11月30日                      |
| サービスの種類    | 訪問介護                            |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776200822          |
| 事業所名称      | 華 介護ステーション          |
| 事業所所在地     | 堺市東区日置荘西町一丁27番7号    |
| 指定の申請者     | 合同会社華               |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区日置荘西町一丁27番7号 |
| 代表者名       | 杉浦直子                |
| 廃止年月日      | 令和4年11月30日          |
| サービスの種類    | 訪問介護                |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770105225           |
| 事業所名称      | デイサービスおふる倶楽部         |
| 事業所所在地     | 堺市北区北花田町三丁37番24号     |
| 指定の申請者     | 株式会社南大阪ケアセンター        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市住吉区我孫子一丁目5番15号 |
| 代表者名       | 松浦佳津枝                |
| 廃止年月日      | 令和4年11月30日           |
| サービスの種類    | 通所介護                 |

## 堺市告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定介護予防サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年2月3日

堺市長 永藤英機

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766090282                      |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション あいしん                 |
| 事業所所在地     | 堺市堺区車之町西二丁2番32号 ロイヤルコートビルⅢ-403号 |
| 指定の申請者     | 株式会社心                           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区車之町西二丁2番32号              |
| 代表者名       | 木口貴文                            |
| 廃止年月日      | 令和3年11月30日                      |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                        |

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766190322                |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション メディケアジャパン堺     |
| 事業所所在地     | 堺市中区東山1013番地 パレドール東山405号  |
| 指定の申請者     | 株式会社ハピネスTK                |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区白鷺町一丁16番23号 TKビル3階 |
| 代表者名       | 林勝行                       |
| 廃止年月日      | 令和4年5月31日                 |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                  |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201028        |
| 事業所名称      | もみの樹ショートステイセンター   |
| 事業所所在地     | 堺市東区草尾562番地1      |
| 指定の申請者     | 株式会社もみの樹          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区草尾562番地1   |
| 代表者名       | 浅野剛志              |
| 廃止年月日      | 令和4年5月31日         |
| サービスの種類    | 介護予防短期入所生活介護（単独型） |

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766590380                   |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション B f i n e         |
| 事業所所在地     | 堺市北区新金岡町五丁3番223号 ちこうビル 2-A号室 |
| 指定の申請者     | 株式会社B f i n e                |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区蔵前町二丁12番22-305号       |
| 代表者名       | 山田太平                         |
| 廃止年月日      | 令和4年6月30日                    |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                     |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766390310        |
| 事業所名称      | うさぎ訪問看護ステーション     |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳東町二丁177-3    |
| 指定の申請者     | 医療法人泉翔会           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳東町二丁177-3 |
| 代表者名       | 加藤聡               |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日         |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護          |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201523            |
| 事業所名称      | ミュージズ                 |
| 事業所所在地     | 堺市東区菩提町1-7-9          |
| 指定の申請者     | 株式会社muse              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西成区花園北二丁目11番28号 |
| 代表者名       | 足立照幸                  |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日             |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与            |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201531        |
| 事業所名称      | リレイション            |
| 事業所所在地     | 堺市東区大美野162番地105号  |
| 指定の申請者     | 合同会社relation      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区大美野162-105 |
| 代表者名       | 足立麻紀              |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日         |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与        |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201523            |
| 事業所名称      | ミュージズ                 |
| 事業所所在地     | 堺市東区菩提町1-7-9          |
| 指定の申請者     | 株式会社muse              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西成区花園北二丁目11番28号 |
| 代表者名       | 足立照幸                  |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日             |
| サービスの種類    | 介護予防特定福祉用具販売          |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201531           |
| 事業所名称      | リレイション               |
| 事業所所在地     | 堺市東区大美野162番地105号     |
| 指定の申請者     | 合同会社 r e l a t i o n |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区大美野162-105    |
| 代表者名       | 足立麻紀                 |
| 廃止年月日      | 令和4年7月31日            |
| サービスの種類    | 介護予防特定福祉用具販売         |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776501047         |
| 事業所名称      | アップライフ介護用品新金岡店     |
| 事業所所在地     | 堺市北区新金岡町五丁4-103    |
| 指定の申請者     | 株式会社リンクアップ         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区新金岡町五丁4-103 |
| 代表者名       | 山下里美               |
| 廃止年月日      | 令和4年8月15日          |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与         |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776501047         |
| 事業所名称      | アップライフ介護用品新金岡店     |
| 事業所所在地     | 堺市北区新金岡町五丁4-103    |
| 指定の申請者     | 株式会社リンクアップ         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区新金岡町五丁4-103 |
| 代表者名       | 山下里美               |
| 廃止年月日      | 令和4年8月15日          |
| サービスの種類    | 介護予防特定福祉用具販売       |

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766390385                 |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーショントライケア            |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳西町一丁目89-7 第2末広ハイツ104号 |
| 指定の申請者     | 永樂義克株式会社                   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府泉大津市千原町二丁目16番15号        |
| 代表者名       | 永樂栄蔵                       |
| 廃止年月日      | 令和4年8月31日                  |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                   |

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766590430                |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーションらぼ〜る            |
| 事業所所在地     | 堺市北区百舌鳥梅町三丁目10-5 ラポール205号 |
| 指定の申請者     | 株式会社ラポール                  |
| 主たる事務所の所在地 | 奈良県大和郡山市馬司町630-1          |
| 代表者名       | 宮成美智代                     |
| 廃止年月日      | 令和4年10月21日                |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                  |

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776001956                  |
| 事業所名称      | アトミックケアサービス                 |
| 事業所所在地     | 堺市堺区大町東一丁目1番2号 ATMIC BLD 5F |
| 指定の申請者     | 株式会社アトミック                   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区大町東一丁目1番2号           |
| 代表者名       | 中岡孝                         |
| 廃止年月日      | 令和4年10月31日                  |
| サービスの種類    | 介護予防特定福祉用具販売                |

## 堺市告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770105118          |
| 事業所名称      | 指定通所介護うさぎの家         |
| 事業所所在地     | 堺市北区百舌鳥梅町一丁18番4号    |
| 指定の申請者     | 有限会社愛和会             |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区百舌鳥梅町一丁18番4号 |
| 代表者名       | 西正孝                 |
| 廃止年月日      | 令和4年5月31日           |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護           |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770100754          |
| 事業所名称      | デイサービスセンターつどい       |
| 事業所所在地     | 堺市中区深井中町1888番地の14   |
| 指定の申請者     | 社会福祉法人竹林会           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区深井中町1888番地14 |
| 代表者名       | 奥野守                 |
| 廃止年月日      | 令和4年5月31日           |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護           |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302743          |
| 事業所名称      | 耳原デイサービスセンターともうず泉北  |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳南町五丁594番地1     |
| 指定の申請者     | 社会医療法人同仁会           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区大仙西町六丁184番地2 |
| 代表者名       | 田端志郎                |
| 廃止年月日      | 令和4年5月31日           |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護           |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770108377          |
| 事業所名称      | なごみの郷三国ヶ丘           |
| 事業所所在地     | 堺市堺区向陵西町四丁6番3号      |
| 指定の申請者     | 有限会社報徳介護サービス        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区菱木一丁2265番地の2 |
| 代表者名       | 南知孝                 |
| 廃止年月日      | 令和4年5月31日           |
| サービスの種類    | 認知症対応型共同生活介護        |

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776102077      |
| 事業所名称      | リハビリステーション和心    |
| 事業所所在地     | 堺市中区上之566番地12   |
| 指定の申請者     | 合同会社和心          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区上之669番地1 |
| 代表者名       | 藤井宏紀            |
| 廃止年月日      | 令和4年6月30日       |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護       |

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796600134      |
| 事業所名称      | アップケア美原デイサービス   |
| 事業所所在地     | 堺市美原区小寺69番地8    |
| 指定の申請者     | 株式会社ウェルリーフ      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市美原区大饗60番地3 |
| 代表者名       | 大宅貴博            |
| 廃止年月日      | 令和4年6月30日       |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護       |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796500177           |
| 事業所名称      | ジョイリハなかもず            |
| 事業所所在地     | 堺市北区長曾根町3035-1       |
| 指定の申請者     | 株式会社キックス・インターナショナル   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区日置荘原寺町189番地22 |
| 代表者名       | 伊藤文明                 |
| 廃止年月日      | 令和4年9月30日            |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護            |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796000210            |
| 事業所名称      | つくしの会デイサービスセンター ひとやすみ |
| 事業所所在地     | 堺市堺区寺地町西二丁2番16号       |
| 指定の申請者     | オムニクス株式会社             |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区翁橋町一丁9番15号     |
| 代表者名       | 堀江清晃                  |
| 廃止年月日      | 令和4年9月30日             |
| サービスの種類    | 認知症対応型通所介護            |

|            |                  |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796200091       |
| 事業所名称      | 夢のとびら            |
| 事業所所在地     | 堺市東区草尾353番地65    |
| 指定の申請者     | 株式会社エコ・ドリーム      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区草尾353番地65 |
| 代表者名       | 松田真矢             |
| 廃止年月日      | 令和4年10月31日       |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護        |

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796500227                     |
| 事業所名称      | いきいきデイサービス労災病院前                |
| 事業所所在地     | 堺市北区長曾根町1467番1 メディカルエイトワンビル202 |
| 指定の申請者     | 株式会社白寿会                        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区北花田町三丁17番地26            |
| 代表者名       | 渡辺義信                           |
| 廃止年月日      | 令和4年10月31日                     |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護                      |

堺市告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第115条の20第2号の規定により告示する。

令和5年2月3日

堺市長 永藤英機

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770108377          |
| 事業所名称      | なごみの郷三国ヶ丘           |
| 事業所所在地     | 堺市堺区向陵西町四丁6番3号      |
| 指定の申請者     | 有限会社報徳介護サービス        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区菱木一丁2265番地の2 |
| 代表者名       | 南知孝                 |
| 廃止年月日      | 令和4年5月31日           |
| サービスの種類    | 介護予防認知症対応型共同生活介護    |

~~~~~

堺市告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条又は第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、又は廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

別紙

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
㉞217	松屋大和川緑町5号線	堺区松屋大和川通2丁31番3地先 堺区緑町3丁125番地先		土地区画整理事業
㉞218	松屋大和川緑町6号線	堺区松屋大和川通2丁27番5地先 堺区緑町2丁63番1地先		〃
㉞219	松屋18号線	堺区松屋町1丁22番3地先 堺区松屋町2丁30番3地先		〃
㉟885	南島海山2号線	堺区南島町5丁162番地先 堺区海山町5丁176番6地先		〃
㊦597	金岡324号線	北区金岡町2362番5地先 北区金岡町2362番1地先		開発に伴う寄付
㊦287	土塔212号線	中区土塔町2313番20地先 中区土塔町2313番15地先		都市計画法第39条による帰属
㊦1061	土師224号線	中区土師町2丁982番19地先 中区土師町2丁982番13地先		〃
㊦1062	土師225号線	中区土師町5丁339番5地先 中区土師町5丁339番10地先		〃
7701	深井北55号線	中区深井北町709番5地先 中区深井北町709番1地先		〃
㊦236	上野芝86号線	西区上野芝町6丁187番15地先 西区上野芝町6丁187番17地先		〃
㊦736	鳳南69号線	西区鳳南町3丁179番1地先 西区鳳南町3丁179番3地先		〃
㊦596	上85号線	西区上608番18地先 西区上608番28地先		〃
㊦969	菱木241号線	西区菱木1丁2248番17地先 西区菱木1丁2248番20地先		〃
㊦463	北余部90号線	美原区北余部254番1地先 美原区北余部248番4地先		〃
㊦464	北余部91号線	美原区北余部326番24地先 美原区北余部326番16地先		〃

市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
㊦007	松屋大和川緑町2号線	堺区松屋大和川通2丁124番地先 堺区緑町3丁125番地先		土地区画整理事業
㊦008	松屋大和川緑町3号線	堺区松屋大和川通2丁89番地先 堺区緑町2丁63番地先		〃
㊦012	松屋大和川3号線	堺区松屋大和川通2丁124番地先 堺区松屋大和川通2丁85番地先		〃
㊦013	松屋大和川4号線	堺区松屋大和川通2丁123番地先 堺区松屋大和川通2丁61番地先		〃
㊦014	松屋大和川5号線	堺区松屋大和川通2丁108番地先 堺区松屋大和川通2丁47番地先		〃
㊦019	松屋4号線	堺区松屋町1丁29番地先 堺区松屋町2丁30番地先		〃
㊦057	松屋10号線	堺区松屋町1丁25番15地先 堺区松屋町1丁25番14地先		〃
㊦031	南島海山1号線	堺区南島町5丁74番地先 堺区海山町5丁176番地先		〃

公 告

堺市公告第85号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ堺美原店

堺市美原区黒山141番地1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社オークワ

代表取締役 大桑 弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

名 称	出入口の数	位 置
駐車場	入口 2か所	敷地南側、北側
	出口 1か所	敷地東側

合 計	3 か所	
-----	------	--

(変更後)

名 称	出入口の数	位 置
駐 車 場	入口 1 か所	敷地南側
	出口 1 か所	敷地東側
	出入口 1 か所	敷地北側
合 計	3 か所	

駐車場の自動車の出入口の位置の詳細については、縦覧による。

4 変更年月日

令和5年4月30日

5 届出年月日

令和5年1月23日



堺市公告第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区菅生108番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市美原区菅生1393番地

石井 康介

大阪府堺市美原区菅生1393番地

石井 明子



堺市公告第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区鉢ヶ峯寺2866番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区鉢ヶ峯寺1367番地

中條 義昭



堺市公告第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区八田北町459番1の一部及び459番3並びに八田南之町365番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区堀上町471番地

上野 ゆかり

~~~~~

## 堺市公告第89号

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 入札事務担当課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建設局土木部路政課

電話 072-228-7417

FAX 072-228-8865

## 2 入札の概要

## (1) 入札対象施設等の種類

自動車駐車場

設置する自動車駐車場は、アスファルト舗装で平面利用のロック板式の時間貸自動車駐車場とする。また、自動二輪車、原動機付自転車又は自転車の駐車場とすることは認めない。

なお、車庫証明に必要な「保管場所使用承諾証明書」の発行は不可とする。

## (2) 道路の占用の場所

① 所在地 堺市南区桃山台2丁地内（榎・美木多駅前北広場）

（泉北高速鉄道榎・美木多駅から約140m）

② 占用面積 163.8㎡

外周をコンクリートブロック又はコンクリート側溝で囲まれた着色舗装の区域（コンクリートブロック及びコンクリート側溝は、占用面積に含まない。）とする。

③ 占用場所には、その周辺から表面排水が流入する。

## (3) 道路の占用の開始予定時期

令和5年6月1日

## (4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

## ① 次の事項の確認を実施し、異常があった場合は速やかに本市へ報告すること。

ア 占有場所周辺の道路構造物（コンクリートブロック、コンクリート側溝、防護柵及びガードレール）の損傷、変形等の有無の確認。なお、占有場所前の通路及びその周辺の構造物が破損した場合の復旧については、本市と協議を行うものとする。

イ 占有場所周辺の不法占有、不法投棄、落書き等の有無の確認

## ② 占有区域内における清掃等の維持管理、アスファルト補修、電線管の補修、不法占有、不法投棄、落書き等の対応その他道路（占有区域内）の管理上必要と認められる措置は、占有者が行うこと。なお、補修工事が必要な場合は、事前に本市と協議を行うものとする。

## (5) 認定の有効期間

10年

## (6) 占用料の額の最低額

180,180円（年額）

## (7) 入札占有指針の交付

堺市ホームページ（<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/keikaku/genkyo/senyounyuusatsu.html>）からダウンロード又は堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館18階 堺市建設局土木部路政課で交付

## 3 入札参加資格

(1) 入札占有計画が、入札占有指針に照らし適切なものであること。

(2) 入札対象施設等のための道路の占有が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること。

(3) 入札対象施設等のための道路の占有が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

(4) 入札占有計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は、役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

① 道路占有許可の履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき。

② 道路の占有に係る占有料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき。

③ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。

④ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をされているとき。

⑤ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の滞納があるとき。

- ⑥ 本市が課税する市税の滞納があるとき。
- ⑦ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）を受けているとき。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑨ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ⑩ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ⑪ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ⑫ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑬ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると道路管理者が認めるとき。
- ⑭ 設備故障、苦情等に24時間対応が可能なコールセンターを有していないとき。
- ⑮ 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると本市が判断するとき。

なお、道路の占用に当たって道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画、工事施工の際の道路の規制方法等について、本市が南堺警察署と協議を行うものとする。なお、南堺警察署への事前相談及び問合せを行わないこと。

#### 4 入札占用計画の作成等

##### (1) 入札占用計画の作成要領

表1により、作成すること。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断する。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備、要件の不足等がある場合には、内容の追加及び修正を求めることがある。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがある。

表1（入札占用計画に関する提出物一覧）

| 様式                             | 留意事項                                                                          |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 入札占用計画（本市指定の様式を使用）<br>（添付図面必要） | ① 「占用計画期間」は、10年とする。<br>② 「占用の期間」の欄には、占用の終了の時期を記載している。また、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となる。 |

|                                        |                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                        | <p>③ 「添付図面」については、様式の下部にある記載要領を参照すること。</p> <p>④ 印鑑登録されている印で押印すること。</p>                                                                                         |
| 入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（本市指定の様式を使用） | <p>① 施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載すること。</p> <p>② 日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載すること。</p> <p>※ 占用入札に参加するための必須事項となるので必ず記載すること。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載すること。</p> |
| 法人概要（本市指定の様式を使用）及び役員名簿（本市指定の様式を使用）     | <p>事業の内容、役員の氏名等を記載すること。</p> <p>なお、個人の場合は、法人概要は不要であり、役員名簿により、氏名、生年月日等を記載すること。</p>                                                                              |
| 災害等非常時における連絡体制（本市指定の様式を使用）             | <p>占用者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から道路管理者への連絡体制図を記載すること。</p>                                                                                     |
| 暴力団排除に関する誓約書（本市指定の様式を使用）               | <p>記載事項を確認の上、氏名等を記載すること。</p> <p>印鑑登録されている印で押印すること。</p>                                                                                                        |
| 堺市税納付状況確認同意書（本市指定の様式を使用）               | <p>市外在住者も必要。日付は入札占用計画と同じ日付を記入すること。</p> <p>印鑑登録されている印で押印すること。</p>                                                                                              |
| 税務署発行の国税の納税証明書                         | <p>提出時点で発行後、1か月以内の原本に限る。</p> <p>提出者が法人の場合は、「その3の3」を、個人の場合は、「その3の2」を提出すること。</p>                                                                                |
| 印鑑証明書                                  | <p>提出時点で発行後、3か月以内の原本に限る。</p>                                                                                                                                  |
| 法人登記履歴事項全部証明書（提出者が法人の場合）               | <p>提出時点で発行後、3か月以内の原本に限る。</p>                                                                                                                                  |
| 住民票（提出者が個人の場合）                         | <p>提出時点で発行後、3か月以内の原本に限る。</p>                                                                                                                                  |

(2) 入札占用計画の提出期限、提出先及び方法

① 提出期限

令和5年3月6日17時まで【必着】

期限までに以下の提出先に到達しなかった場合には、いかなる理由があっても受理しない。

## ② 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市建設局土木部路政課企画調整係

電話 072-228-7417 (直通)

## ③ 提出方法

上記②へ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)すること。メール、FAXによる提出は不可。

## ④ 提出物

表1(入札占用計画に関する提出物一覧)のとおり。

## 5 入札までの流れ

## (1) 担当部局

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市建設局土木部路政課企画調整係

電話 072-228-7417 (直通)

E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

## (2) 入札占用指針現地見学会の開催

## ① 開催日時及び場所

令和5年2月15日(時間及び場所は、参加申込者へ別途通知)

## ② 参加申込方法

本市指定の様式に必要事項を記載の上、メール又は郵送で申し込むこと。

## ③ 参加申込期間: 令和5年2月10日まで(必着)

※ この見学会に不参加の場合でも、入札占用計画の提出は可能。

## (3) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面(本市指定の様式を使用)にて質問を受け付ける。質問書に対する回答は、堺市ホームページにて閲覧に供することとする。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答は行わない。

堺市ホームページ

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/keikaku/genkyo/senyounyuusatsu.html>

## ① 質問書の提出方法

郵送又はメールによる。

## ② 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市建設局土木部路政課企画調整係

電話 072-228-7417 (直通)

E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

③ 質問書の提出期限

令和5年4月21日17時まで(必着)

(ただし、入札占用計画の作成に関する質問は、令和5年2月27日17時まで)

(4) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって、通知する。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知する。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができる。この説明を求める場合は、本市指定の様式に必要事項を記載の上、提出すること。

① 質問書の提出方法

郵送又はメールによる。

② 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市建設局土木部路政課企画調整係

電話 072-228-7417 (直通)

E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

③ 質問書の提出期限

令和5年4月19日17時まで(必着)

6 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、以下のとおり入札書を提出すること。

なお、以下の提出日時までに入札書(本市指定の様式を使用)を提出しない者は、本入札に参加することができない。

① 提出方法

ア 持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)すること。メール、FAXは不可。

イ 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名(個人の場合は氏名)、入札占用指針件名を表記し、提出すること。

なお、提出するに当たっては、道路管理者により占用入札参加資格があること

の確認を受けた通知書（以下「占用入札参加資格確認通知」という。）を持参すること。

ウ 郵送により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知及び封かんした入札書を同封すること。

エ 代理人が入札に参加する場合においては、入札書に加えて、委任状（本市指定の様式）を提出すること。

② 提出期限

持参の場合：令和5年4月27日17時まで

郵送の場合：令和5年4月27日まで（必着）

③ 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市建設局土木部路政課企画調整係

電話 072-228-7417（直通）

(2) 入札にあたっての注意事項

① 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者又は委任を受けている場合はその代理人に記載及び押印すること。

② 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

③ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(3) 開札日時及び場所

① 日時

令和5年5月1日14時

② 場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館12階 南会議室

ア 来庁の際には、電車、バス等の公共交通機関を利用すること。

イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の20分前から行う。

ウ 入札会場への入場は、参加者1者につき、2名までとする。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 占用入札参加資格のない者のした入札

② 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

③ 指定の時刻までに提出しなかった入札

④ 所定の入札書によらない入札

⑤ 記名又は押印を欠く入札

- ⑥ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、その全ての入札
- ⑦ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ⑧ 委任状の提出がない代理人がした入札
- ⑨ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- ⑩ 入札金額を訂正した入札
- ⑪ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し、又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行う。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状（本市指定の様式を使用）を提出すること。ただし、入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ① 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ② 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ③ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

(7) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定する。占用料の額は1年間における占用料の額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとする。
- ② 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- ③ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(8) 落札者決定の通知及び公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額及び入札占用計画の認定予定日を通知する。また、堺市ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札、不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とする。）及び落札額）を公表する。

(9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消す。また、辞退した者は、同一物件に再入札があった場合でも参加はできない。なお、落札者決定を取り消した場合は、次順位の者を繰り上げて落札者とする。

## 7 入札占用計画の認定

### (1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とする。）等について、堺市建設局土木部路政課に備え付けるとともに、堺市ホームページに掲載する。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知する。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するに当たってその内容の修正を求めることがある。

### (2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要がある。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがある。

### (3) 認定の取消し

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消す。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがある。

## 8 道路の占用の許可

### (1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、次の窓口へ占用許可申請を行うこと。

#### ① 申請窓口

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市建設局土木部路政課占用係

電話 072-228-7417 (直通)

② 申請書類

- ア 道路占用許可申請書
- イ 認定された入札占用計画
- ウ 入札占用計画認定通知 (写し)
- エ 委任状 (代理申請の場合のみ)
- オ その他道路管理者が必要であると認める書類 (駐車料金表、法第24条申請書)

③ 申請期限

- ア 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から15日以内に行うこと。
- イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがある。

(2) 占用許可の条件

- ① 道路に関する維持管理又は工事を行うため、あるいは占用物件の利用状況等確認のため実地調査等する場合は、道路管理者 (本市) が占用区域内に立ち入ることを妨げないとともに、道路管理者の指示に従うこと。
- ② 本市の道路に関する工事により必要があるときは、直ちに許可を受けた者の費用で本市の指示するとおり占用施設の改築、移転、除却又は原形復旧を行うこと。  
また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
- ③ 本市が柵・美木多駅前北広場の点検や補修工事を行う場合は協力すること。この際、駐車場経営の一時休業を求める場合がある。
- ④ 占有者は、占用区域内の日常的な点検、清掃等を行うとともに、占用区域内及び占用場所周辺で異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
- ⑤ 占用許可期間満了又は占用許可の取消し等の場合は、期間満了日まで又は本市が指示する期間内に、占有者の責任において、原状回復措置をとること。ただし、次期公募により決定する占用許可申請者との間で占用物件の譲渡等について協議が整う場合は、占用物件の残置を認める場合がある。なお、当該譲渡等については当事者間で協議するものとし、本市は一切関与しない。
- ⑥ 占用許可期間満了又は占用許可の取消し等の際は、事前に本市と占有者で立会の上、道路附属物等の破損個所の確認を行うものとする。破損があった場合は、占有者が補修工事を行うこと。
- ⑦ 法、堺市屋外広告物条例 (平成7年条例第38号) その他の関係法令を順守すること。
- ⑧ 車庫証明に必要な「保管場所使用承諾証明書」の発行は不可とする。
- ⑨ 当該物件を転貸することや権利を譲渡することはできない。なお、占用許可の条

件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがある。

⑩ 事務所等の建物の建築は認めない。また、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はない。

⑪ 駐車場内（占用区域内）（以下「駐車場内」という。）での事故、落書き、投石、盗難、駐車場周辺から流入する表面排水等による損害（駐車場内の自動車の損害を含む。）については、本市は責任を負わない。

なお、駐車場内への出入りに際して駐車場前通路で生じた事故についての必要な対応は、占有者と本市の協議によるものとする。

### (3) 占用許可の期間

道路占用開始日から令和15年3月31日まで占用を認める。ただし、5年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認する。

### (4) 占用料の額及び支払方法

① 占用料の額（年額）は、認定計画提出者が入札において申し出た額とする。

② 土地の価格の上昇又は堺市道路占用料条例（昭和28年条例第9号）別表の占用料の改定に伴い、算出した占用料の額が、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収する。

③ 占用料の支払は、初年度の占用料においては、当該年度分を占用の開始までに支払い、次年度以降の占用料においては、各年度分を当該年度の5月31日までに支払うものとする。なお、支払方法については占用許可の際に説明する。

④ 占用開始又は終了の日が年度途中である場合は、同年度の占用料は月割計算とする。この場合において、この期間が1月未満であるとき、又はこの期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。ただし、堺市道路占用料条例が改正され占用料の算定方法が変更された場合は、これに従って占用料を算定する。その他、占用料の算定に関しては堺市道路占用料条例に基づき算定する。

⑤ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、堺市道路占用料条例に基づき延滞金を徴収する場合がある。

⑥ 既納の占用料は還付しない。占有者に年度途中で占用を終了する事情がある場合も同様とする。

## 9 特記事項

(1) 駐車場工事は、占用許可後に占有者の負担で行うものとする。工事に伴い必要となる、法、道路交通法、堺市屋外広告物条例等の許認可手続を行うこと。

(2) 駐車場内の看板は、駐車場の外にはみ出さないよう注意すること。

(3) 駐車場料金は、当該駐車場から半径200m以内の有料駐車場の料金（駐車後24時間

最大料金、60分当たりの時間単価等)と同等の料金とし、単独で突出した安い料金とはしないこと。

- (4) 入庫より15分間は無料とすること。
- (5) 占有者が設ける施設(ロック板、料金支払い機、照明灯等)に関する光熱水費は占有者の負担とする。
- (6) 故障や苦情等に24時間対応するコールセンターを設置し、連絡先を駐車場内に表示すること。  
また、周辺住民や利用者からの苦情等については責任を持って対応すること。本市から苦情の対応要請があった場合も同様とする。
- (7) 飲料等の自動販売機の設置等は認めない。
- (8) 立体駐車場の設置はできない。
- (9) 駐車場予定地内に隠れた瑕疵があることが判明した場合でも、本市は責任を負わない。占有面積及び占有料に関する異議は認めない。

#### 10 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (2) 入札占有計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された入札占有計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではない。
- (4) 提出された入札占有計画について、提出者に無断で二次的な使用はしない。ただし、占有入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがある。
- (5) 認定した入札占有計画の内容については、堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)により、公開対象となる場合がある。
- (6) 認定しなかった入札占有計画は、原則として返却しない。なお、返却を希望する場合には、入札占有計画を提出する際にその旨を申し出ること。

---

#### 堺市公告第90号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和5年2月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称  | 位 置          |
|----|------|--------------|
| 1  | 菩提公園 | 堺市美原区大饗256番1 |

2 区域

別紙のとおり

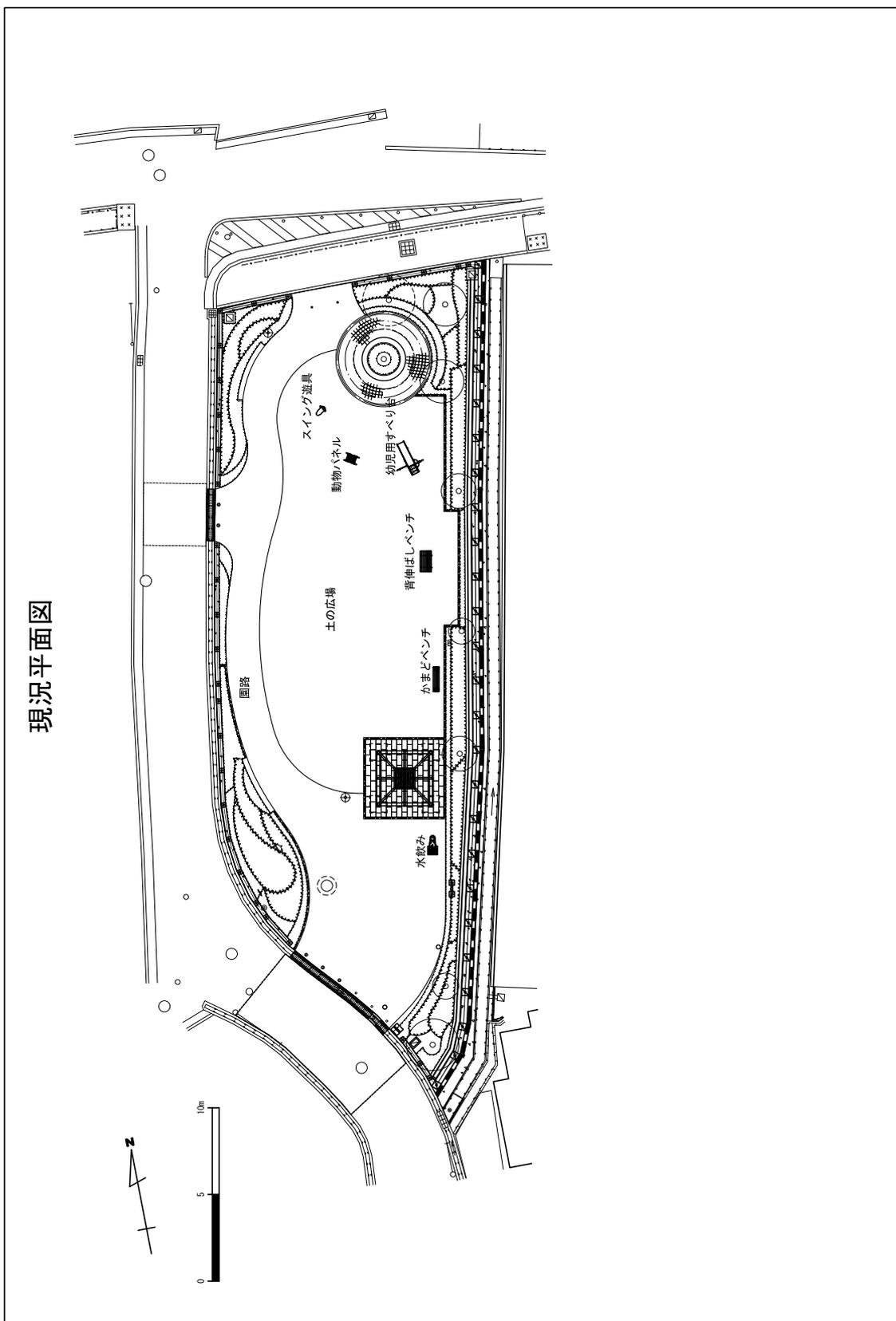
詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和5年2月3日



現況平面図



農業委員会告示

堺市農業委員会告示第1号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年2月3日

堺市農業委員会

会長 檀野隆一

[日時]

令和5年2月9日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他